

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P.104

0501 社会福祉事務に要する経費 2,518,000 円 (2,483,000 円)

[国・県 26,000 円 その他 1,000,000 円 一財 1,492,000 円]

*特財積算根拠

[県補：社会福祉統計調査費補助金 26,000 円]

[諸収入：生活資金貸付金元利収入 1,000,000 円]

目的

職員の健康診断委託料については、個別相談、家庭訪問など様々な人との接触による B 型肝炎及び結核感染の予防接種と検査を実施する。

生活資金の貸付については、臨時的経費により緊急に生活資金を必要とする場合に融資し、生活の安定を図る。

いばらき被害者支援センター賛助金については、「犯罪被害者等基本法」を受け、犯罪被害者等に対する各種支援施策を推進し、多岐にわたる犯罪被害者等のニーズにきめ細かく応えるための支援活動を推進することを目的とする。

内容

・委託料

健康福祉まつり事業委託料 200,000 円

職員健康診断委託料 140,000 円

・賛助金

いばらき被害者支援センター賛助金 110,000 円

・預託金

生活資金貸付金預託金 1,000,000 円

[担当：障害福祉課] P.105

0601 障害福祉事務に要する経費 1,574,000 円 (13,372,000 円)

[一財 1,574,000 円]

目的

障害福祉事業を円滑に遂行するための経費である。

内容

主に障害福祉事務に係る経費であるが、委託料・負担金・補助金については下記のとおりである。

・委託料

職員健康診断委託料 133,000 円

個別相談、家庭訪問など様々な人との接触による B 型肝炎及び結核感染の予防接種と検査を実施する。

・負担金

茨城県南部障害者雇用支援センター負担金 850,000 円

障害者が、職業生活の自立を図るため訓練および継続的な支援を受けられるよう平成 18 年度から茨城県南部障害者雇用支援センターの指定地域として協定を結び、4 名が利用している。

・補助金

取手市身体障害者福祉協議会補助金	172,000 円
取手市重症心身障害児（者）を守る会補助金	28,000 円
取手市手をつなぐ育成会補助金	57,000 円

各障害者団体に対する補助金である。

[担当：社会福祉課] P.106

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 152,383,000 円（164,181,000 円）

[一財 152,383,000 円]

○ 目的

社会福祉を目的とする事業の健全な発達や社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図るために助成する。社会福祉協議会が扱う仕事は子どもから高齢者まで福祉の分野に限らず、環境、保健、国際交流など広範囲に及んでいる。地域社会の中で行政、学校、企業、家庭、ボランティアなどが一体となって住みよいまちづくりを目指し福祉の向上を図る。

○ 内容

・社会福祉協議会補助金

取手社会福祉協議会本所運営経費	74,230,000 円
藤代支所運営経費	27,092,000 円
在宅福祉サービス運営事業	1,311,000 円
心配ごと相談運営事業	300,000 円
ヘルパーステーション運営事業	24,181,000 円
ホームケアふじしろ運営事業	21,438,000 円

・総合ボランティア支援センター補助金

人件費	2,941,000 円
給食サービス運営事業	544,000 円
ふれあいサロン運営事業	346,000 円

[担当：社会福祉課] P.106

2101 福祉バス運行に要する経費 4,590,000 円（4,105,000 円）

[一財 4,590,000 円]

○ 目的

福祉増進のため、行政及び福祉団体の自主的な所外活動研修等の支援を目的に福祉専用バスを運行する。

○ 内容

民間に運転業務を委託し、老人クラブ等利用者には、円滑適切な運行をするため、福祉専用バスの乗務員が添乗し高齢者の安全と利便性を図る。

[担当：障害福祉課] P.107

3001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 945,000円(1,098,000円)

[一財 945,000円]

○目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断を受けた者に対し、当該診断書料の1/2(上限5,000円)を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

○内容

身体障害者手帳申請診断書料助成 @2,500円×294件=735,000円

精神障害者保健手帳申請診断書料助成 @3,500円×60件=210,000円

[担当：障害福祉課] P.107

3201 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 4,304,000円

[一財 4,304,000円] (4,251,000円)

○目的

重度障害者が医療機関等への往復に要するタクシー初乗り料金運賃相当額を助成し、重度障害者の福祉の増進を図る。

○内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関への通院等に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額を助成する。

・慢性透析療法を実施している者 年60回限度

・その他の者 年36回限度

タクシー利用料金助成 @660円×525枚×12月=4,158,000円

利用券印刷代 146,000円

[担当：障害福祉課] P.107

3301 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,224,000円(1,361,000円)

[一財 1,224,000円]

○目的

18才以上の重度障害者で常時臥床、あるいは介護を要する状態にある者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の負担を軽減し、重度障害者の福祉向上を図る。

○内容

紙おむつ(フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパット)4種類から選択。

フラットタイプの場合、1人1回に200枚以内で年4回(4月・7月・10月・1月)支給する。

@10,400円×28名×4回×1.05=1,223,040円

[担当：障害福祉課] P.107

3401 重度障害者（児）住宅リフォーム助成に要する経費 2,250,000 円
[国・県 1,125,000 円 一財 1,125,000 円] (2,250,000 円)

*特財積算根拠

[県補：重度身体障害者（児）住宅改造補助金 $2,250,000 \times 1/2 = 1,125,000$ 円]

○目的

重度障害者（児）の福祉増進のため、住宅及び設備を障害者に適するように改修する際に要する経費の一部を助成する。

○内容

重度障害者（児）住宅リフォーム助成 @450,000 円 × 5 件 = 2,250,000 円

[担当：障害福祉課] P.108

3901 障害者生活ホーム助成に要する経費 789,000 円 (789,000 円)
[一財 789,000 円]

○目的

障害者で自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等でそれが困難な者が、障害者生活ホームを利用することにより社会的自立の助長を図る。

○内容

取手市内にある障害者生活ホーム「たんぽぽの家」の利用者 1 名に対する助成である。
障害者生活ホーム助成 @65,750 円 × 1 人 × 12 月 = 789,000 円

[担当：障害福祉課] P.108

4001 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費 43,291,000 円
[一財 43,291,000 円] (33,199,000 円)

目的

在宅の障害者に対し生活訓練(住まいの場における日常生活面の訓練)、生活介護(重度障害者に対する入浴・食事等の介助)を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図る。

内容

指定管理者制度により社会福祉協議会が運営を行う。

障害者福祉センターつつじ園指定管理料 33,055,000 円

(仮称)障害者夜間支援事業(新規事業) 5,102,000 円

生活介護事業 5,126,000 円

火災保険料 8,000 円

指定管理料には、人件費・施設管理費・備品等の一部が含まれる。

(仮称)障害者夜間支援事業は、障害者を介護している方が冠婚葬祭、休養等で障害者の介護が出来ない場合の対応や、将来親と離れて生活するためのステップの場としての事業を行うものです。

[担当：障害福祉課] P.108

4301 障害者はり・きゅう・マッサージ助成に要する経費 288,000 円

[一財 288,000 円]

(288,000 円)

○目的

障害者に対するはり、きゅう、マッサージ施術に係る費用を助成し、健康保持と心身の安定を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

○内容

障害者はり・きゅう・マッサージ施術料 @2,000 円×144 枚 = 288,000 円

[担当：社会福祉課] P.108

4801 民生委員に要する経費 17,684,000 円 (17,643,000 円)

[国・県 28,000 一財 17,656,000 円]

*特財積算根拠

[県補：民生委員推せん会補助金 @2,000 円×14 人×1 回 = 28,000 円]

○目的

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、社会福祉の増進に努める。

○内容

民生委員（児童委員）186 人（内、主任児童委員 15 人）

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300 円×186 人 = 17,353,800 円

[担当：社会福祉課] P.109

4901 行旅死病人取扱いに要する経費 807,000 円 (1,016,000 円)

[国・県 585,000 円 一財 222,000 円]

*特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 195,000 円×3 体 = 585,000 円]

○目的

行旅病人の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○内容

行旅死亡人（3 体分）に係る諸費用

[担当：社会福祉課] P.109

5001 遺族等の援護に要する経費 754,000 円 (241,000 円)

[一財 754,000 円]

○目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○内容

・戦没者追悼式（2 年に 1 回開催）730,000 円

[担当：社会福祉課] P.110

5101 更生保護に要する経費 1,213,000 円 (1,221,000 円)

[一財 1,213,000 円]

○目的

社会奉仕の精神の下、犯罪をした人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

内容

- ・ 取手地区保護司会負担金 310,000 円
- ・ 茨城県保護観察協会負担金 119,000 円
- ・ 更生保護女性会補助金 122,000 円
- ・ 取手地区保護司会取手支部補助金 643,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

5201 特別障害者援護に要する経費 24,796,000 円 (26,206,000 円)

[国・県 18,586,000 円 一財 6,210,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 24,781,440 円 × 3/4 = 18,586,080 円]

○目的

在宅の常時特別な介護を必要とする最重度の障害者に対し、物的かつ精神的な負担の軽減を図ることを目的として支給するものである。

内容

- ・ 特別障害者手当 @26,440 円 × 52 人 × 12 月 = 16,498,560 円
- ・ 障害児福祉手当 @14,380 円 × 35 人 × 12 月 = 6,039,600 円
- ・ 福祉手当(経過措置) @14,380 円 × 13 人 × 12 月 = 2,243,280 円

年 4 回支給

5 月(2-4 月分)、8 月(5-7 月分)、11 月(8-10 月分)、2 月(11-1 月)に支給

- ・ 通信運搬費 13,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

5301 障害児(者)及び付添人交通費支給に要する経費 1,800,000 円

[一財 1,800,000 円]

(2,056,000 円)

○目的

障害者・児(付添人)が福祉施設等に訓練のため通うのに要する交通費の一部を助成し、当該家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。

○内容

- ・ 交通費 (精神) @60,000 × 12 月 = 720,000 円
(知的) @27,000 × 12 月 = 324,000 円
- ・ 燃料費 (身体) @24,000 × 12 月 = 288,000 円
(精神) @9,000 × 12 月 = 108,000 円
(知的) @30,000 × 12 月 = 360,000 円

[担当：社会福祉課] P.111

6501 地域ケアシステム推進に要する経費 6,828,000 円 (7,077,000 円)

[国・県 3,414,000 円 一財 3,414,000 円]

*特財積算根拠

[県補：地域ケアシステム推進事業費補助金 3,414,000 円]

目的

高齢者・障害者等支援の必要な方々が、住みなれた地域で安心して生活できるようにするため、地域ケアサービス調整会議を開催し、福祉・保健機関等との連携を図り、地域福祉の増進を図る。

内容

地域ケアシステム推進事業委託料 取手地区センター 3,400,000 円
藤代地区センター 3,400,000 円

旅費 10,000 円

需用費 18,000 円

[担当：高齢福祉課] P.111

6801 介護保険利用料助成事業に要する経費 3,110,000 円 (3,967,000 円)

[一財 3,110,000 円]

目的

低所得者（利用者負担段階区分第1段階者・第2段階者・第3段階者）の在宅サービス利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減し、もって在宅生活の継続と高齢者福祉の増進に寄与する。

内容

所得段階区分により、利用者負担額の50%、30%、15%それぞれを助成する。

（利用者負担段階区分第1段階者）@7,500 × 1名 × 12ヶ月 × 50% = 45,000 円

（利用者負担段階区分第2段階者）@7,500 × 100名 × 12ヶ月 × 30% = 2,700,000 円

（利用者負担段階区分第3段階者）@7,500 × 20名 × 12ヶ月 × 15% = 270,000 円

[担当：障害福祉課] P.112

8201 難病患者等訪問介護事業に要する経費 81,000 円 (81,000 円)

[国・県 60,000 円 その他 1,000 円 一財 20,000 円]

*特財積算根拠

[負担金：難病ヘルパー利用者負担金 1,000 円]

[国補：難病患者等ホームヘルプサービス事業補助金 80,400 円 × 1/2 = 40,200 円]

[県補：難病患者等ホームヘルプサービス事業補助金 80,400 円 × 1/4 = 20,100 円]

目的

難病患者等が居宅において、日常生活を営むことが出来るよう難病患者の家庭等に対してホームヘルパーを派遣し入浴等の介護、家事等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与し、もって難病患者等の福祉の増進を図る。

内容

対象者 日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等の便宜を必要とする難病患者
であって特定疾患対策研究事業の対象疾患及び慢性関節リウマチの方
ただし、介護保険・身体障害者サービスが優先されます。

支援内容 入浴、排泄、食事等の介護
調理、洗濯、掃除等の家事
生活等に関する相談、助言
@2,010 円×40 単位=80,400 円

[担当：障害福祉課] P.112

8801 介護給付費等に関する経費 484,947,000 円

[国・県 360,740,000 円 一財 124,207,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 480,000,000 円×1/2 = 240,000,000 円]

[国補：障害者自立支援事業等補助金 1,481,000 円×1/2 740,000 円]

[県負：自立支援給付費負担金 480,000,000 円×1/4 = 120,000,000 円]

目的

自立支援給付費の支給決定を受けた者が利用した障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者本位のサービス提供を基本とした福祉の増進を図る。

内容

- ・ 障害者給付審査会委員報酬 972,000 円
 - 会長 @17,000 円×1 人×12 回 = 204,000 円
 - 委員 @16,000 円×4 人×12 回 = 768,000 円
- ・ 旧法施設支援費 262,800,000 円
 - 身体障害者療護施設 (43,259,000 円) 11 人
 - 身体障害者授産施設 (14,547,000 円) 10 人
 - 身体障害者通所授産 (2,191,000 円) 2 人
 - 知的障害者更生施設 (135,282,000 円) 52 人
 - 知的障害者授産施設 (18,580,000 円) 7 人
 - 知的障害者通所授産 (48,941,000 円) 36 人
- ・ 介護給付費 91,200,000 円
 - 療養介護 (3,804,000 円) 2 人
 - 居宅介護 (22,608,000 円) 43 人
 - 重度訪問介護 (857,000 円) 4 人
 - 生活介護 (19,735,000 円) 45 人
 - 児童デイサービス (23,175,000 円) 80 人
 - 短期入所 (19,341,000 円) 66 人
 - 共同生活介護 (756,000 円) 1 人
 - 施設入所支援 (924,000 円) 2 人

・ 訓練等給付費	126,000,000 円	
自立訓練	(110,125,000 円)	96 人
共同生活援助	(5,285,000 円)	11 人
就労移行支援	(9,540,000 円)	7 人
就労継続支援	(1,050,000 円)	1 人

[担当：障害福祉課] P.113

8802 自立支援医療に関する経費 66,677,000 円

[国・県 50,004,000 円 一財 16,673,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付負担金 66,672,000 円 × 1/2 = 33,336,000 円]

[県負：自立支援医療給付負担金 66,672,000 円 × 1/4 = 16,668,000 円]

○目的

障害者自立支援法第 54 条の規定に基づき、身体障害者の障害を軽くし、回復させたりする手術を行うなど、身体障害者が更生するために必要な医療の給付を行う。

○内容

免疫機能障害、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等のための入院・通院のための費用について給付する。

・ 更生医療給付費

 免疫機能障害 @ 420,000 円 × 1 人 × 12 月 = 5,040,000 円

 免疫機能障害 @ 55,000 円 × 2 人 × 12 月 = 1,320,000 円

 腎臓移植後免疫療法 @ 26,000 円 × 1 人 × 12 月 = 312,000 円

 人工透析 @ 416,660 円 × 12 人 × 12 月 = 59,999,040 円

・ 支払い手数料 5,000 円

平成 19 年度より生活保護受給者で人工透析医療を受けている者は自立支援医療へ移行するよう国・県より指導があったため計上する。

[担当：障害福祉課] P.113

8803 補装具費に関する経費 13,400,000 円

[国・県 10,050,000 円 一財 3,350,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 @13,400,000 × 1/2 = 6,700,000 円]

[県負：自立支援補装具費負担金 @13,400,000 × 1/4 = 3,350,000 円]

○目的

障害者自立支援法第 76 条の規定に基づき、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具（盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他）の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○内容

・ 補装具交付及び修理費

 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P.113

8804 地域生活支援事業に関する経費 38,707,000 円

[国・県 21,750,000 円 一財 16,957,000 円]

*特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 14,500,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 7,250,000 円]

目的

障害者自立支援法第 77 条の規定に基づき、地域生活支援事業として障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を市町村が効率的・効果的に実施し、福祉の増進を図る。

内容

委託料

- ・ コミュニケーション支援事業委託料 1,410,000 円
手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。
- ・ 家族相談員紹介事業委託料 120,000 円
精神障害者家族会に委託し、同じ立場で相談に応じる体制を作る。
- ・ 地域活動支援センター 型 9,000,000 円
地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。共同作業所ふくろうの郷は、NPO法人らしん盤に委託し地域活動支援センター 型として運営していく。

負担金、補助金及び交付金

- ・ 地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000 円
- ・ 地域活動支援センター利用負担金 4,311,000 円
これまで県が実施していた地域生活支援センターが、市町村が実施する地域活動支援センター 型となったため、「いなしきハートフルセンター」の運営については竜ヶ崎保健所管内の市町において負担する。
- ・ 社会参加促進事業補助金 2,117,000 円
手話奉仕員や要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業を実施している。

扶助費

- ・ 日常生活用具給付 12,000,000 円
ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の便宜を図る。
- ・ 自動車改造費助成 200,000 円
- ・ 自動車運転免許取得費助成 200,000 円
- ・ 移動支援 1,735,000 円
屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者および精神障害者に対して、外出の際の移動を支援する。
- ・ 日中一時支援 4,277,000 円
日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対

して活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図る。

・訪問入浴サービス 2,700,000 円

自宅において入浴することが困難な重度障害者に対して、浴槽を提供して寝たまま
で入浴することができるように介助する。

[担当：障害福祉課] P.114

8805 地域活動支援センター運営に関する経費 3,046,000 円

[その他 16,000 円 一財 3,030,000 円]

*特財積算根拠

[諸収入：雇用保険本人負担分 @1,031,220×8/1,000×2人=16,500円]

目的

障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活
の相談支援や地域交流を図る。

内容

つつじ園敷地内に地域活動支援センター（基礎事業）を開設。作業室2部屋、相談室を
用意する。3 障害を対象として日中の居場所の提供と各種プログラムを実施する。また利
用に関する相談や地域啓発活動を行う。

人件費（臨時職員2名分 雇用保険、交通費含む）	2,104,000 円
需用費（事務用品、講習会費、燃料費等）	175,000 円
役務費（電話通話料等）	264,000 円
使用料及び賃借料（コピー機、軽自動車リース）	321,000 円
報償費・旅費等	

[担当：障害福祉課] P.115

9001 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費 27,341,000 円

[国・県 2,250,000 円 一財 25,091,000 円] (21,048,000 円)

*特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,500,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 750,000 円]

目的

在宅の障害者に対し生活介護(入浴・食事等の介助)、機能訓練(病院でのリハビリテーシ
ョン後の日常生活上の訓練)を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図る。

内容

指定管理者制度により社会福祉協議会が運営する。

障害者福祉センターあけぼの指定管理料 27,341,000 円

(地域活動支援センター 型運営経費 9,000,000 円を含む)

[担当：社会福祉課] P.115

9201 ネットワークフェア開催に要する経費 200,000 円 (250,000 円)

[一財 200,000 円]

目的

年齢や世代を超えた市民参加型のイベントを通じ、市民と各団体との交流を図り各種事業の啓発を図る。

内容

自治体や各分野の団体・市民が協働し、事業の活動・紹介及びPRを交え、交流を深めるイベントを開催する。

1 社会福祉費 2 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.116

2001 在宅ねたきり高齢者介護慰労金支給に要する経費 8,179,000 円

[その他 8,100,000 円 一財 79,000 円] (8,801,000 円)

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 8,100,000 円]

目的

65歳以上の在宅ねたきり高齢者を長期にわたって介護する者に介護慰労金を支給し、介護者の労苦に報いるとともに高齢者扶養の意識高揚と福祉の増進を図る。

内容

在宅ねたきり高齢者介護慰労金 @30,000 × 270 人 = 8,100,000 円

[担当：高齢福祉課] P.116

2101 はり・きゅう・マッサージ助成に要する経費 8,800,000 円

[その他 8,800,000 円] (8,911,000 円)

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 8,800,000 円]

目的

70歳以上の高齢者ではり・きゅう・マッサージ施術を受ける際、その費用の一部を助成し健康保持と心身の安定を図る。

内容

はり・きゅう・マッサージ助成 @2,000 × 4,400 枚 = 8,800,000 円

[担当：高齢福祉課] P.116

2301 敬老祝金支給に要する経費 23,585,000 円 (22,086,000 円)

[その他 23,585,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 23,585,000 円]

目的

節目の年齢の高齢者に対し祝金を支給し、長寿を祝福する。

内容

敬老祝金 23,055,000 円

70 歳 @ 5,000 × 1,509 人 = 7,545,000 円

77 歳 @10,000 × 803 人 = 8,030,000 円

88 歳	@20,000 ×	269 人 =	5,380,000 円
99 歳	@30,000 ×	25 人 =	750,000 円
100 歳以上	@50,000 ×	27 人 =	1,350,000 円

[担当：高齢福祉課] P.117

2601 緊急通報装置給付に要する経費 11,032,000 円 (13,971,000 円)

[国・県 725,000 円 その他 10,307,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：元気わくわく支援事業補助金 限度額 1,450,000 × 1/2 = 725,000 円]

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 10,307,000 円]

目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置することにより、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態を対処し、ひとり暮らし高齢者等の不安を軽減するとともに災害等からの救助活動を一層迅速に行うため緊急通報装置を取り付け福祉の増進を図る。

内容

端末機購入	新規	@123,000 × 40 台 =	4,920,000 円
"	交換	@123,000 × 7 台 =	861,000 円
受信センター装置リース		@70,350 × 12 ヶ月 =	844,200 円
端末機保守点検	他		3,361,000 円

[担当：高齢福祉課] P.117

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 41,634,000 円 (42,039,000 円)

[その他 12,000,000 円 一財 29,634,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：取手市シルバー人材センター元利収入 12,000,000 円]

取手市シルバー人材センター補助金

目的

高齢者が地域社会活動と密接な連帯を保ちながら経験と能力を生かし、働くことによって社会参加をはかり、自らの生きがいの充実と地域の社会づくりに寄与することを目的に団体の育成強化を図る。

内容

シルバー会員による受託事業を実施するための技能講習会、事務費および職員の人件費。
受託事業内容・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、家事手伝い、一般事務 他

取手市シルバー人材センター貸付金

目的

取手市シルバー人材センターの配分金（高齢者会員の仕事の対価）の立替え払い用資金に資するための貸付金。

内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、配分金の支払いは月締めで行っている。

この支払い原資である個々の契約金は指定日までに入金されないケースが圧倒的に多く、これを立替え払いする資金が必要であるため、不足する資金については金融機関から借入れを行いこれに充てていた。しかしながら当該借入金が高利率であるため、平成 16 年度から取手市が直接シルバー人材センターに当該資金を貸し付けることにより、財政援助団体の経費負担（金利負担）を軽減させるものである。

[担当：高齢福祉課] P.118

2801 あげぼの管理運営に関する経費 38,038,000 円（37,750,000 円）

[その他 25,000,000 円 一財 13,038,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 25,000,000 円]

目的

60 歳以上高齢者のための各種相談、健康の増進・教養の向上・レクリエーション活動の促進を図る。

内容

竣工後 26 年を経過する施設の老朽化は激しく、平成 19 年度においては修繕料として下記のとおり計上した。

施設修繕料 500,000 円

指定管理料 37,219,000 円

[担当：高齢福祉課] P.118

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 50,845,000 円（47,577,000 円）

[その他 38,900,000 円 一財 11,945,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 36,600,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,300,000 円]

目的

高齢者をはじめとするあらゆる世代を超えた利用者の交流、教養の向上、生きがいの増進と地域福祉の向上を目的とする。

内容

平成 19 年 5 月には竣工後 11 年が経過するため、修繕が必要となる箇所が出始めており、平成 19 年度においては浴室循環濾過装置取付け及び濾過材交換の修繕料を計上した。

施設修繕料 2,300,000 円

指定管理料 48,527,000 円

[担当：高齢福祉課] P.119

2804 さくら荘管理運営に関する経費 25,303,000 円（26,004,000 円）

[その他 10,000,000 円 一財 15,303,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 10,000,000 円]

目的

60歳以上高齢者のための各種相談、健康の増進・教養の向上・レクリエーション活動の促進を図る。

内容

目的達成のため、各種趣味教室や介護予防事業の活動の場として、効率的な施設運営を行う。竣工後27年を経過する施設であり、平成19年度においては修繕料として下記のとおり計上した。

施設修繕料 500,000円

指定管理料 23,737,000円

[担当：高齢福祉課] P.119

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 19,031,000円(27,069,000円)

[その他2,694,000円 一財16,337,000円]

*特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 2,694,000円]

目的

養護老人ホーム(身体は自立であるが家族の虐待、認知症による意志能力欠如などの理由から在宅での生活が困難な場合の入所施設)へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者9名の生活費・事務費。

[担当：高齢福祉課] P.120

4101 老人クラブ活動等事業に要する経費 4,051,000円(4,308,000円)

[国・県1,668,000円 その他2,334,000円 一財49,000円]

*特財積算根拠

[県補：老人クラブ社会活動促進事業補助金 1,668,000円]

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 2,334,000円]

目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブと連合会に社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者のいきがいと地域活動を促進する。

内容

高齢者クラブ連合会および市内55高齢者クラブの会員増強、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費。

連合会補助金 250,000円

単位クラブ補助金 3,752,000円

[担当：高齢福祉課] P.120

4201 介護予防拠点施設管理運営に要する経費 6,940,000円(9,508,000円)

[その他6,940,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 6,940,000 円]

目的

高齢者が要介護状態にならないで、いつまでもいきいき過ごすことができるよう生きがいづくり、健康づくりを目的とした事業である。

内容

健康相談、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施。参加対象者は市内在住 65 才以上の方。平成 19 年度より、げんきサロン藤代も指定管理となる。

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代)指定管理料 6,936,000 円

[担当：高齢福祉課] P.121

5401 高齢者等移動支援事業に要する経費 3,732,000 円(4,644,000 円)

[その他 3,732,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 3,732,000 円]

目的

移動制約者の移動に関する福祉の向上を図る。

内容

取手市福祉有償運送運営協議会を主宰

道路運送法の改正により、平成 18 年 4 月より福祉有償運送は許可を受けた移送団体がサービスを提供できるようになった。同法の許可を申請するためには、自治体が設置する福祉有償運送運営協議会に協議されなければならない。

取手市福祉有償運送運営協議会を主宰することにより、移動制約者の移動に関する安全と利便の向上を図る。

移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法の許可を得た団体が行う移送サービスを行い、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @500 円×450 件×12 月=2,700,000 円

移送団体・タクシー共通利用券 @660 円×80 件×12 月=633,600 円

福祉車両点検整備費補助事業

移送サービス団体が所有する福祉車両の車検等の整備費を補助することにより、福祉車両の普及促進と安全性の向上を図る。1 団体につき 200,000 円まで。

@200,000 円×1 件=200,000 円 @20,000 円×3 件=60,000 円

[担当：高齢福祉課] P.121

6001 いきがい対策事業に要する経費 913,000 円(1,066,000 円)

[その他 881,000 円 一財 32,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 881,000 円]

目的

高齢者の希望と能力に応じた社会活動を助長し、生きがいを高めることにより豊かな老

後生活が送れるように事業を展開する。

内容

いきがい対策事業委託料 881,000 円 (いきいき講座、敬老事業)

[担当：高齢福祉課] P.121

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 8,528,000 円

[一財 8,528,000 円] (8,536,000 円)

目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

内容

ポニーによる乗馬、Eボート、カヌー、グライダーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営委託料 5,500,000 円

小貝川生き生きクラブ管理運営委託料 3,000,000 円

[担当：高齢福祉課] P.122

6601 ステッキカー購入助成に要する経費 300,000 円 (350,000 円)

[その他 300,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 300,000 円]

目的

歩行困難な高齢者又は身体障害者がステッキカーの購入に要した費用の一部を助成する。

内容

取手市住民基本台帳に登録されている 65 歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者に助成する。申請には民生委員の証明が必要となる。

助成額 購入した費用が 1 万円以上の場合 5,000 円

購入した費用が 1 万円未満の場合 購入額の 1/2

事業費 @5,000 × 60 台 = 300,000 円

[担当：高齢福祉課] P.122

6801 愛の定期便事業に要する経費 1,291,000 円 (1,558,000 円)

[その他 1,291,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 1,291,000 円]

目的

ひとり暮らし高齢者の安否確認。

内容

身体の故障や精神不安から閉じこもりがちになっている 70 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週 3 回(月水金)利用者負担なし。

取手市社会福祉協議会へ委託。

乳酸飲料業者配達 月水 @57×2本×96日×90人=984,960円

社協ヘルパー配達 金 @34×2本×50日×90人=306,000円

[担当：高齢福祉課] P.122

7101 ねんりんピック開催に要する経費 16,332,000円 新規

[一財 16,332,000円]

目的

第20回全国健康福祉祭いばらき大会ねんりんピック茨城2007ふれあいスポーツ交流大会(太極拳)を平成19年11月11日に開催する。

内容

- ・ねんりんピック茨城2007取手市実行委員会負担金 11,133,000円
- ・職員手当(時間外勤務手当) 5,199,000円

1 社会福祉費 4 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.123

0501 医療福祉事務に要する経費 12,203,000円(18,945,000円)

[国・県 5,465,000円 一財 6,738,000円]

*特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 10,931,000円×1/2 5,465,000円]

○目的

医療福祉費支給事務に係る経費であり、審査支払機関への支払いや共同電算処理委託料である。

○内容

審査支払手数料(国保連合会) @67×48,000件=3,216,000円
(支払基金) @114.2×36,000件=4,111,200円
@57.2×15,600件=892,320円
国保連合会共同電算委託料 2,248,000円

[担当：国保年金課] P.123

0601 医療福祉費助成に要する経費 473,100,000円(502,452,000円)

[国・県 198,920,000円 その他 5,001,000円 一財 269,179,000円]

*特財積算根拠

[県補：医療福祉医療費 402,840,000円 - (高額療養費返納金)5,000,000円×1/2
= 198,920,000円]

[諸収入：高額療養費返納金 5,000,000円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000円]

○目的

乳幼児(小学校入学前)・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者等が必要とする医療を容易に受けられるよう公費で医療費の一部を負担し、少子化や高齢化対策の促進を図る。

平成 17 年 11 月より、茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける乳幼児(小学校入学前)を対象に、保険診療分の自己負担分の費用を取手市が全額負担する支援事業を実施した。これによりすべての乳幼児が保険診療分については、公費助成の対象者となり乳幼児の健全な育成と子育て支援の促進を図っている。

○内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 5 国民年金費

[担当：国保年金課] P.124

0501 国民年金事務に要する経費 889,000 円 (974,000 円)

[国・県 889,000 円]

* 特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 889,000 円]

目的

国民生活の基盤となる安定した所得保障の確立のため老齢基礎年金として、特に老後の生活の基本的な部分を経済面で確実に保障する。なお、万が一病気やケガで障害になられたとき障害基礎年金、また、遺族が残されたとき遺族基礎年金が支給される。

被保険者数

年 度	第 1 号被保険者	任意加入被保険者	第 3 号被保険者	被保険者総数
平成 16 年度	21,117 人	390 人	11,513 人	32,020 人
平成 17 年度	19,568 人	384 人	11,203 人	31,155 人

内容

公的年金制度は、国民年金・厚生年金保険・共済組合の 3 グル - プに分かれますが、国民年金は、日本国内に住む 20 歳から 60 歳までのすべての方が加入することになっている。

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：障害福祉課] P.126

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 17,045,000 円

[一財 17,045,000 円] (13,871,000 円)

○目的

発達に遅れや偏りのある児童と親を対象(概ね就学前)に、基本的生活習慣や対人関係を育て、心身の発達を促すことを目的とした小集団指導及び発達に応じた個別療育指導を行う。あわせて、様々な相談等を通じて、保護者やその児童に携わる保育士等を支援する。

○内容

通園部門(単独通園、母子通園)、専門職指導(作業療法、言語療法、認知指導など)相談部門(発達相談、医療相談、巡回相談など)を 3 本柱として、療育の拠点施設を目指し、専門的な療育を進めていく。

さらに、障害者自立支援法による児童サービス事業として(社)取手市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を委託している。

4月当初予定児童数 78名 通園児童数 13名 専門職指導 65名
 年間外来相談・発達検査等ケース数 59ケース(平成18年度)
 通園指導 日常生活訓練、コミュニケーション指導等
 個別療育指導 認知指導{小集団含む}(月12回)
 理学療法(月2回)
 作業療法(月16回)
 言語療法(月8回)
 音楽療法(月3回)
 小集団指導(月4回)
 その他 保育所との交流など。

[担当：子育て支援課] P.126

2101 家庭児童相談室に要する経費 4,590,000円(4,758,000円)

[国・県 4,000円 その他 34,000円 一財 4,552,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 1,000円]

[国補：子育て支援短期事業交付金 4,000円]

[雑入：雇用保険料本人負担分 33,000円]

○目的

家庭における児童の養育、その他生活全般に係る悩みや相談等について助言、指導するとともに福祉の向上を図る。

内容

家庭相談員による相談、助言を行う。

[担当：子育て支援課] P.127

2801 児童扶養手当に要する経費 309,026,000円(314,077,000円)

[国・県 102,930,000円 その他 150,000円 一財 205,946,000円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 $308,790,240 \times 1/3 = 102,930,080$ 円]

[雑入：児童扶養手当返納分 150,000円]

目的

経済的中心者である父と生計をともにしていない児童を養育している世帯に、児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し、福祉の増進を図る。

内容

支給対象：父の死亡、父母の離婚等で父親と一緒に生活していない18歳に達した最初の3月31日までの児童(身体または精神に障害がある場合は20歳未満の児童)を監護している母親または母親に代わって養育している人に支給する。(所得制限あり)

全部支給の場合

対象児童数	月 額
1 人	41,720 円
2 人	46,720 円
3 人	49,720 円

3 人目以降は、3,000 円ずつ加算

一部支給の場合

月額 41,710 円から 9,850 円まで段階的に支給する。

* 手当支給月は、4 月、8 月、12 月で前月分までを支給する。

[担当：子育て支援課] P.128

3001 要保護児童対策地域協議会事業に要する経費 64,000 円 (83,000 円)

[一財 64,000 円]

○目的

関係機関と情報共有、連携を行い要保護児童の早期発見・早期対応の適切な保護を図る。

○内容

医療、保健、教育、警察等の関係機関、関係団体による代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期・随時に開催することにより、要保護児童の具体的な支援を図る。

[担当：障害福祉課] P.128

3201 障害児療育システムに要する経費 181,000 円 (321,000 円)

[一財 181,000 円]

○目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の発見から就学に至るまでの支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にししながら、その受け皿となる療育的専門機能の充実を図る。

○内容

療育システムの充実に向け、関係機関との連絡調整会議を開催し、障害児の支援体制(障害児保育研修会の実施、専門的療育の充実、社会資源の活用等)づくりに取り組むと共に、発達支援専門員を配置し、保健センターの親子教室指導やこども発達センターの個別指導プログラム助言や市内幼稚園・保育所への巡回相談など専門的視点で障害児と親、そして障害児を受け入れている機関をサポートする。

[担当：子育て支援課] P.128

3301 少子化対策事業に要する経費 5,670,000 円 (5,820,000 円)

[国・県 2,834,000 円 その他 72,000 円 一財 2,764,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：ファミリー・サポートセンター事業交付金 2,834,000 円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 72,000 円]

目的

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人で作る会員組織で相互援助活動を行い、仕事と家庭の両立支援及び児童の福祉の向上を図る。

内容

ファミリー・サポートセンター事業の運営を社会福祉法人取手市社会福祉協議会に委託し、アドバイザーが相互援助活動の調整等を行い子育て家庭の支援を図る。

ファミリー・サポートセンター事業委託料 5,669,000 円

[担当:子育て支援課] P.129

3501 次世代育成支援対策に要する経費 109,000 円 (411,000 円)

[一財 109,000 円]

目的

次世代育成支援対策推進法に基づき、策定した取手市次世代育成支援地域行動計画により子育て支援に関する総合的な計画推進を図る。

内容

取手市次世代育成支援対策地域協議会委員報償費 102,000 円

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当:子育て支援課] P.129

2601 児童手当支給に要する経費 511,434,000 円 (399,694,000 円)

[国・県 364,860,000 円 その他 5,000 円 一財 146,569,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:被用者児童手当 $97,800,000 \times 8/10=78,240,000$ 円]

[県負:被用者児童手当 $97,800,000 \times 1/10=9,780,000$ 円]

[国負:特例給付者児童手当 $4,800,000 \times 10/10=4,800,000$ 円]

[国負:非被用者児童手当 $26,160,000 \times 2/6=8,720,000$ 円]

[県負:非被用者児童手当 $26,160,000 \times 2/6=8,720,000$ 円]

[国負:被用者小学校修了前特例給付者児童手当
 $281,700,000 \times 2/6=93,900,000$ 円]

[県負:被用者小学校修了前特例給付者児童手当
 $281,700,000 \times 2/6=93,900,000$ 円]

[国負:非被用者小学校修了前特例給付者児童手当
 $100,200,000 \times 2/6=33,400,000$ 円]

[県負:非被用者小学校修了前特例給付者児童手当
 $100,200,000 \times 2/6=33,400,000$ 円]

[雑入:児童手当返納分 5,000 円]

目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

内容

支給対象：小学校修了前の児童を養育する者で、所得制限限度額内の人に手当を支給する。(手当支給月は6月、10月、2月で前月分までを支給)

- ・第1子 月額 5,000円
- ・第2子 月額 5,000円
- ・第3子以降 月額 10,000円

[担当：障害福祉課] P.130

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 6,600,000円(6,300,000円)

[国・県1,980,000円 一財4,620,000円]

*特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 @3,000円×110人×12ヶ月×1/2=1,980,000円]

目的

心身に障害のある在宅の20歳未満の児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○内容

- ・受給者110人 @5,000円×110人×12月=6,600,000円
- ・月額5,000円支給
- ・年3回支給 8月(4-7月分)、12月(8-11月分)、4月(12-3月分)支給

[担当：保育課] P.130

2001 民間保育園入所に要する経費 356,224,000円(337,935,000円)

[国・県123,120,000円 その他96,972,000円 一財136,132,000円]

*特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 96,972,000円]

[国負：保育所運営費 82,080,000円]

[県負：保育所運営費 41,040,000円]

目的

保護者の就労または疾病等により保育に欠ける乳幼児を民間保育園に入所させることにより、保護者の社会活動を促進するとともに乳幼児の健全な心身の発達を図る。

内容

保育所入所委託料

園名	定員 (人)	3歳未満児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計 (人)	入所委託料 (円)
取手保育園	90	29	23	40	92	77,250,340
ふたば保育園	45	17	15	21	53	57,075,060
育英保育園	90	22	17	34	73	61,083,840
たちばな保育園	90	27	23	42	92	75,763,680
共生保育園	60	22	17	31	70	68,099,680
取手市外保育所(園)		6	6	9	21	16,950,500
計		123	101	177	401	356,223,100

[担当：保育課] P.130

2201 民間保育園運営に要する経費 55,851,000円(53,653,000円)

[国・県 15,335,000円 一財 40,516,000円]

* 特財積算根拠

[国補：延長保育促進事業交付金 10,661,000円]

[県補：民間保育園保育士増員事業補助金 $910,800 \times 5 \text{ヶ所} = 4,554,000 \text{円}$]

[県補：民間育児サービス事業費補助金 120,000円]

目的

民間保育園の経営基盤の安定、職員の処遇向上及び保育時間の延長に対して補助をする。

内容

民間保育園運営委託料

(単位：円)

委託内容	取手 保育園	ふたば 保育園	育英 保育園	たちばな 保育園	共生 保育園	計
民間保育園職員給与改善費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	6,000,000
民間保育園延長保育運営費	2,764,800	1,382,400	2,764,800	1,382,400	2,764,800	11,059,200
民間保育園施設管理費	1,185,000	584,100	1,176,600	1,155,600	750,000	4,851,300
民間保育園格差是正費	542,880	633,360	542,880	542,880	542,880	2,804,880
延長保育事業運営費	4,368,000	4,464,000	4,095,689	3,876,840	4,518,000	21,322,529
計	10,060,680	8,263,860	9,779,969	8,157,720	9,775,680	46,037,909

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：保育課] P.131

2001 保育所の管理運営に要する経費 396,121,000円(361,096,000円)

[国・県 3,670,000円 その他 99,879,000円 一財 292,572,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 72,720,000円]

[負担金：延長保育利用保護者負担金 700,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 195,125円]

[県補：障害児保育事業補助金 1,932,000円]

[県補：障害児保育円滑化事業補助金 1,176,000円]

[県補：産休等代替職員事業補助金 562,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 7,000,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 4,753,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 @4,800×215人×12月=12,384,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 @200×16人×20日×12月=768,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 14,157,614×0.8%×12月=1,359,131円]

目的

保護者の就労または疾病等により保育に欠ける乳幼児を、公立保育所に入所させることにより保護者の社会活動を促進するとともに乳幼児の健全な心身の発達を図る。

内容

公立保育所 11ヶ所の管理運営費。

- ・保育所エアコン設置

目的

保育環境の更なる充実を目的として、7保育所 13室（0才児～2才児）に空調設備を設置する。

内容

設置保育所：稲・戸頭東・戸頭北・吉田・舟山・台宿・井野

[担当：保育課] P.134

2101 保育所の施設整備に要する経費 399,000,000円（0円）

[地方債 375,200,000円 その他 19,800,000円 一財 4,000,000円]

*特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 19,800,000円]

[市債：合併特例債 395,000,000×95%=375,250,000 375,200,000円]

目的

久賀保育所は、昭和49年に建築され既に33年が経過している。市内唯一の木造建築であり老朽化が著しく台風等で屋根が飛散した経緯がある。

このことから保育環境の向上を図るため改築を実施する。

内容

- ・工事請負費 387,700,000円
（改築工事：解体・仮設プレハブ・建築・電気・機械 366,200,000円）
（外構工事 16,000,000円）
（駐車場整備工事 5,500,000円）
- ・改築工事監理業務委託料 7,300,000円
- ・備品購入費 4,000,000円

[担当：保育課] P.134

2201 子育て支援に要する経費 11,021,000円（8,459,000円）

[国・県 9,439,000円 一財 1,582,000円]

*特財積算根拠

[県補：地域子育て支援センター補助金 9,439,000円]

目的

核家族化、少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換・収集の場として、また子育てに関する相談、助言などを行う。

内容

白山・戸頭・藤代・東部地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：保育課] P.135

2301 一時的保育事業に要する経費 7,709,000 円 (8,613,000 円)

[国・県 440,000 円 その他 3,431,000 円 一財 3,838,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 3,431,000 円]

目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため一時的な保育を実施する。

内容

白山・井野・台宿・久賀保育所の4ヶ所で一時保育事業を実施している。
取手市在住の満1才から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで実施している。

2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P.135

0501 母子福祉事務に要する経費 1,925,000 円 (2,043,000 円)

[国・県 1,440,000 円 一財 485,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：母子生活支援施設措置費等国庫負担金 $1,920,000 \times 1/2 = 960,000$ 円]

[県負：母子生活支援施設措置費等県負担金 $1,920,000 \times 1/4 = 480,000$ 円]

目的

経済及び生活上、問題のある母子家庭の母子(児童は原則18歳未満)を入所させ、保護並びに自立促進を図る。

内容

母子生活支援施設への入所費用を負担する。

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P.138

2001 生活保護に要する経費 1,098,719,000 円 (1,098,471,000 円)

[国・県 872,289,000 円 一財 226,430,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活保護費 $1,098,719,000 \text{ 円} \times 3/4 = 824,039,250$ 円]

[県負：生活保護費 $193,000,000 \text{ 円} \times 1/4 = 48,250,000$ 円]

○目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○内容

取手市・保護世帯数	451 世帯	・扶助別内訳	
・保護人数	612 人	生活扶助	349,384,000 円
・保護率	5.50 %	住宅扶助	127,908,000 円
(平成18年12月現在)		教育扶助	4,564,000 円

医療扶助	554,664,000 円
介護扶助	47,982,000 円
出産扶助	660,000 円
生業扶助	2,037,000 円
葬祭扶助	1,500,000 円
施設事務費	10,020,000 円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P.139

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う者に対して、見舞金又は弔慰金を贈り、その援護と更生意欲の高揚を図る。

○ 内容

災害見舞金等の額

1. 死亡等の場合

- ・ 死亡 100,000 円
- ・ 全治 3 カ月以上の負傷 50,000 円
- ・ 全治 1 カ月以上 3 カ月未満の負傷 30,000 円

2. 住家、店舗及び倉庫の破損、滅失等の場合

- (1) 住家全壊 (全焼) 3 人以下の世帯 70,000 円
- 4 人以上の世帯 100,000 円
- (2) 住家半壊 (半焼) 3 人以下の世帯 30,000 円
- 4 人以上の世帯 50,000 円
- (3) 住家部分焼 10,000 円
- (4) 住家以外の家屋焼失 (20 m²以上の建物を対象とする)
 - 全壊 (全焼) 20,000 円
 - 半壊 (半焼) 10,000 円
- (5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。

3. 床上浸水の場合 30,000 円